



保育園 (フルタイム)

項目	クラス担当・週休代替・障害児担当
身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員として採用されます。 ※会計年度任用職員であっても、『公務員』として採用されるため、「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」など一般の公務員と同様に地方公務員法が適用されます。
任用期間	一会計年度（4月1日～3月31日） ※年度の途中から採用される場合は、勤務開始日から3月31日まで ※再度の任用については、勤務成績等を参考に決定します。
勤務日	月曜日～金曜日 ※ローテーションで土曜日勤務する場合があります。 （半日勤務）
勤務時間	平日：8：30～17：00 （土曜：8：30～12：30） ※長時間保育がある園では、7：30～18：15の間で 時差勤務（早番・遅番）があります。
勤務場所	碧南市立保育園（5園）
有給休暇	採用日が4月1日から9月30日→10月1日に付与 採用日が10月1日から3月31日→4月1日に付与 ※日数は労働基準法に沿って付与。
報酬など	時給：1,272円～1,580円 ※昇給制度あり ※通勤経費相当分は別途支給 ※一定条件により期末手当支給 ※報酬は、毎月月末の翌月20日払いです。
社会保険等	健康保険：加入 厚生年金：加入 雇用保険：加入 ※1年継続勤務する場合、所得税や住民税の扶養対象外となります。